

長岡技術科学大学と小千谷市との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「甲」という。）と小千谷市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携及び協力を図るものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 地域や企業の課題解決に関すること。
- (3) 教育及び人材育成に関すること。
- (4) 学生の支援に関すること。
- (5) その他甲と乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に規定する連携及び協力事項の具体的な内容については、連携協議会を設置し、個別に協議のうえ決定するものとする。

2 連携協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約又は変更の申出がない場合は、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（既協定書の取扱い）

第5条 平成24年3月28日に締結した「長岡技術科学大学・小千谷市原子力安全

対策支援パートナー協定書」は、本協定書に基づく協定として引き続き効力を有する。

（協議）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携及び協力に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

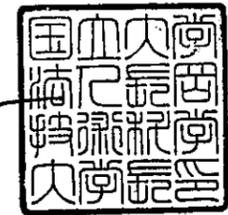
平成24年11月28日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603番地1

国立大学法人長岡技術科学大学

学 長

新原 皓



乙 新潟県小千谷市城内二丁目7番5号

小千谷市

市 長

谷井 靖夫

